

* 必要事項をすべて記入、確認し、令和4年4月5日(火)16:10から
開催する「奨学生予約採用者説明会」に持参してください。

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和4年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

令和3年10月18日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
出席番号	A000001		
氏名	学校用見本 (カクウヨウミモン)		

* 99999901

#5999999

交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学生	貸与奨学生				
		第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学生	
		希望する	併用貸与	第一種奨学生	第二種奨学生	
選考結果		給付奨学生	貸与奨学生			
		候補者決定 支援区分: 第Ⅰ区分	候補者決定	第一種奨学生	第二種奨学生	
要件確認※1	困難・在留資格等	○	○	—	—	
	家計に関する基準	○	○	—	—	
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—	—	
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—	—	
	必要書類の提出(※3)	○	○	—	—	

※1 併用貸与とは、第一種奨学生と第二種奨学生の両方の貸与を受けることを表します。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む)、「—」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表します。

※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「貸与認証書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国難・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 採用候補者となった奨学生の内容について

	給付奨学生(※1)	第一種奨学生(無利子)(※2)	第二種奨学生(有利子)	入学時特別増額貸与奨学生(有利子)
利用条件	支援区分: 第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用: 可 猶予年限特例: 対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込: 不要
申込時の選択内容(※2)	貸与額	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	機関保証	機関保証	機関保証
	利率の算定方法	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

※1 給付奨学生の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、渡学者(国公私)及び進学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

また、給付奨学生の支援区分に「◆」印がある人は生計保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で就職義務放棄等から通学する場合の給付奨学生の月額は、月額数(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)に記載

※2 貸与奨学生に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて
その後は変更できない等の問題が発生することがあります。

※3 第一種奨学生の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、渡学者(国公私)及び進学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。また、給付奨学生を併せて利用する場合は、第一種奨学生の貸与月額が削減されます。

ここに「必要」と印字されている方は、裏面の3(1)でどちらかをチェックしないと、手続きができません。

事前によく確認しておいてください。

ここに支援区分の記載がある方は、「授業料減免に係る申請書」の提出も必要です。詳しくは、入学手続き書類に同封した“高等教育修学支援制度(授業料等減免)のご案内”をご参考ください。

のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。

に提出し、期限内に手続きをしてください。

③ 本通知を紛失した場合には、奨学生の締込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

【進学後記入欄】

学籍番号	入学式当日にお渡しする学生証等で確認できます。		
学部・学科			
(フリガナ)	記 入		
氏名			
進学後の連絡先 (本人)	住所	自宅から通学の場合は自宅住所を、下宿先から通学の場合は下宿先の住所を記入してください。	
	電話番号	固定電話をお持ちの方のみ記入してください。 (ない場合は空欄)	携帯電話番号 本人の携帯電話番号を記入してください。 (ない場合は空欄)

1. 奨学金振込口座について (全員次の□にチェック)

- 採用候補者本人名義の普通預金（通常貯金）口座を金融機関に設けました。

授与金は、学生本人口座に振り込まれます。未開設の場合は、開設してから本紙を提出してください。

2. 給付奨学金について (和洋英子並の採用候補者となつてゐる人は、レ・タイシガ・ノリコトニアエゾン)

- 進学届にて「自宅通学」を選択します（入学月より自宅通学となるため）。
 進学届にて「自宅外通学」を選択します（入学月より自宅外通学となるため）。

については、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

（入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要と印字がある人は、次のどちらかの□にチェック）

該当者は、証明書類をご準備の上、本紙と一緒に提出してください。証明書類とは、以下が分かる「賃貸契約書」のコピーです。
(学生本人が居住していること、契約日、入居日、契約時間、契約内容)

- 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
については、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。
① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（本通知に同封の様式）
② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー
(圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)
 入学時特別増額貸与奨学金を辞退します（必要書類が調えられなかった場合を含む）。

表面にこのように印刷されている方は、必ず本欄のどちらかに✓(チェック)を入れてください。
書類が必要な方は、事前の準備をしてください。

(2) 保証制度（「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの□にチェック）

- 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します（条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む）。

「人的保証」では、もし授学生が貸与奨学金を返還できなくなったときに、「連帯保証人」、「保証人」の順に返還責任を負います。このことを踏まえ、以下2点を事前によく確認しておいてください。

- ①機構の定める条件に合致する人物である。→「貸与奨学生採用候補者のしおり」
②連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方に承諾を得ている。

「人的保証」を選択したのち、予定していた連帯保証人及び保証人に依頼できなかつた場合、その後の手続き（書類作成や証明書類の提出）に支障が生じます。

なお、「機関保証」とは、保証機関が連帯保証する制度です。一定の保証料を支払うことで、奨学金の申込みができます（保証料は毎月の振込金額から差し引かれます）。機関保証では、連帯保証人及び保証人は不要です。